

グリーン電力証書の概要

1. グリーン電力証書制度¹

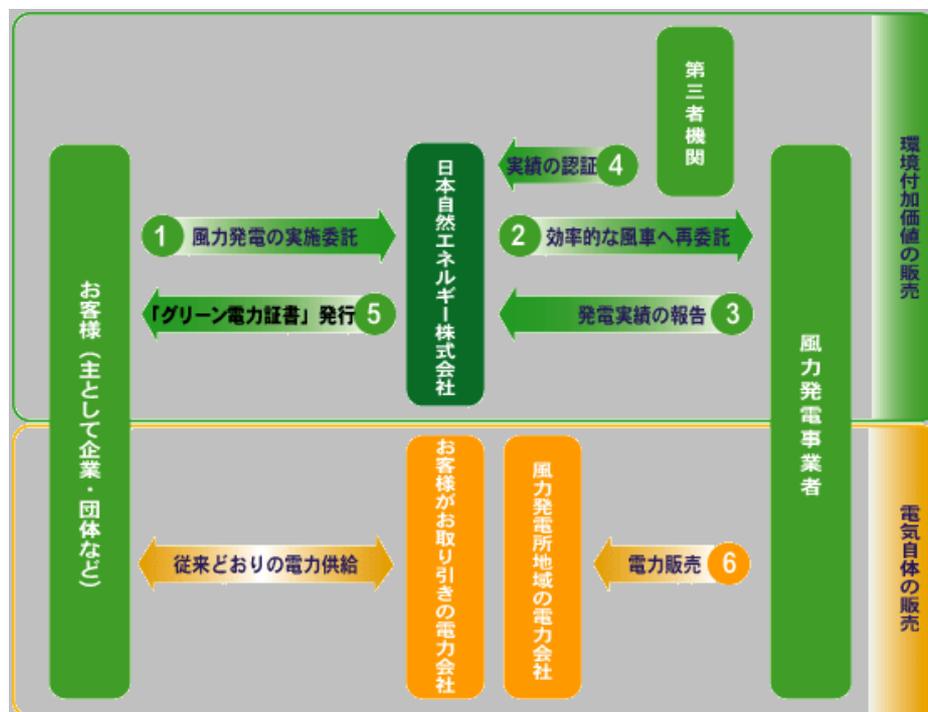
グリーン電力価値の取引制度（グリーン電力証書制度）とは、グリーン電力価値の購入を希望する需要家が一定のプレミアムを支払うことにより、電気とは切り離されたグリーン電力価値を証書等の形で保有し、その事実を広く社会に向けて公表できるというものである。

本制度の目的は、以下のとおり。

- 本制度を通じてグリーン電力価値を所有することにより、グリーン電力発電設備を自ら保有することが困難な企業・自治体等の環境対策に貢献する
- 発電者がグリーン電力価値を販売できるため、経済的なグリーン電力発電設備の建設に貢献することとなり、ひいては日本におけるグリーン電力の導入に貢献する

2. グリーン電力証書の仕組み

以下は、風力発電のグリーン電力証書システムの場合の例である²。



¹ グリーン電力証書認証機構 HP より引用

² 東京電力 HP より引用

顧客が風力発電の実施を委託
優良な風力発電事業者を選定し、契約に基づく発電を再委託
風力発電事業者は契約に基づき発電を実施し、発電実績を報告
中立的な第三者認証機関（グリーン電力認証機構）が発電実績を認証
発電実績を「グリーン電力証書」として顧客へ発行。顧客は発電量の実績に
基づき委託費の支払
発電した電気自体は風力発電事業者から地元電力会社へ販売

3 . グリーン電力認証機構³

グリーン電力認証機構は、グリーン電力に対する社会的認知度の向上や、グリーン電力価値の取引における信頼度の向上を目的とし、発電事業者・グリーン電力価値取引事業者（申請者）・グリーン電力価値購入者等とは独立した形（第三者）で設立されたグリーン電力価値の認証を行う機関であり、グリーン電力価値の認証に伴う以下の役割を担っている。

グリーン電力発電設備に関する認定基準の策定・管理
グリーン電力価値に対する認証
グリーン電力価値所有者の公表
グリーン電力の有する環境的・経済的付加価値に関する調査・提言

4 . その他留意点

グリーン電力証書は二酸化炭素の削減量を保証したものではない

- ➔ 認証機構は、当機構が認証するグリーン電力価値に伴う二酸化炭素の削減量の計算方法や評価方法について、なんら保証をしておりません。よって二酸化炭素削減量の算定についてはグリーン価値の保有者の責任で行ってまいります。その計算根拠を付記していただくようにしています（グリーン電力証書認証機構 HP より抜粋）
- 例：当社が所有している 万 kWh 分のグリーン電力証書による二酸化炭素の削減量は トンです。（ 年度の日本の全電源平均 g/kWh を使用して計算しています。）

グリーン電力証書は需要家自らの意思及び自らの負担で購入するものである

- ➔ 購入を希望する需要家が一定のプレミアムを支払うことにより、電気とは切り離されたグリーン電力価値を証書等の形で保有するもの（「1 . (1) グリーン電力証書制度」の冒頭に記載）

³ グリーン電力証書認証機構 HP より引用